



「社長さん！その請求書使えなくなりますよ！」

これで納得！

# インボイス制度講習会

令和5年10月1日より「インボイス制度」が始まります。「インボイス制度」とは複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、「適格請求書等保存方式」とも呼ばれます。

この制度が始まることで、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書、領収書等に必要事項を記載するなどの対応が必要になります。「インボイス」を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録手続きは令和3年10月から受付が始まっております。

このセミナーでは「インボイス制度」が経営に与える影響や事前準備などについて基礎からわかりやすく解説します。

【本セミナー内容】

- 1)インボイス制度の概略説明 2)経営面への影響 3)経理業務への影響
- 4)適格請求書発行事業者の登録申請のしかた
- 5)インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと
- 6)簡易課税を選択している場合の対応 7)免税事業者の場合の対応



**日時** 令和3年 **12月14日(火)** 14:00~16:00

**会場** 三島商工会議所 4階会議室B(三島市一番町2-29)

**受講料** **無料** **講師** 松井会計事務所 代表 税理士 **まつい はじめ 松井 元 氏**

**定員** **20名** (会場内) / **リモート** 定員なし(後日視聴方法をご案内します。)

**申込方法** 以下の申込書をFAX、もしくはQRコードより **12月8日(水)**までにお申込み下さい。

「インボイス制度講習会」申込書 三島商工会議所経営支援課 行 FAX: 055-972-2010



QRコードからも  
申込みいただけます。

会社名			
受講者名			
参加方法	会場で受講 / リモートで受講(ZOOM)		
住所			
TEL	個別相談希望	有 ・ 無	
E-mail	□メールでの商工会議所からのセミナー案内を希望しない		

※お申込みの際にご提供いただいたお客様の情報は、当セミナーの申込受付の管理、運営上の管理のために利用するほか、三島商工会議所が主催する各種事業のご案内のために利用させていただく場合がございます。